

仕 様 書

業 務 名 加納浄水場クレーン及びホイスト設備点検業務委託
施 設 名 加納浄水場
履 行 場 所 和歌山市松島 408-1
履 行 期 間 契約日の翌日から令和 9 年 2 月 28 日まで

本仕様書は、加納浄水場クレーン及びホイスト設備（以下、「クレーン及びホイスト設備」という。）点検業務について、定めるものである。なお、本仕様書の「甲」「乙」「委託業務」というのは、本契約書明示の甲、乙、委託業務と同一とする。

（目的）

第 1 条 委託業務は、加納浄水場のクレーン及びホイスト設備を常に完全な状態に維持し、機器本来の機能を十分発揮できるように機器の維持補修を行うものである。

（委託業務の対象設備）

第 2 条 委託業務の対象設備

（1）揚水ポンプ室天井走行クレーン……………	10 トン、2 トン	各 1 基
（2）送水ポンプ室天井走行クレーン……………	10 トン、2 トン	各 1 基
（3）自家発電機室電動ホイスト（Y3-305）……………	2 トン	1 基
（4）脱水棟内電動トロリ付ホイスト……………	1 トン	4 基
（5）脱水棟電動トロリ付ホイスト……………	0.5 トン	1 基
（6）排水排泥池ローヘッド型電動横行ホイスト……………	2.8 トン	1 基
（7）濃縮槽ローヘッド型電動横行ホイスト……………	1 トン	1 基

（予定表の提出）

第 3 条 乙は、受託後直ちに本仕様書に基づき予定表を作成し、甲に提出するものとする。また、他の業務でのクレーン使用予定などについて、十分打ち合わせするものとする。

（必要資格）

第 4 条 クレーン等の操作を行う作業員は、上記の設備を運転できる資格を取得していなければならない。また、作業日までに資格証、技能講習修了証等の写しを提出すること。（玉掛 1 t 以上技能講習終了証含む）

（保証）

第 5 条 点検調整に起因する事故が発生した場合、乙の責任で故障の原因を調査し修復するものとする。なお、これにかかる費用は乙の負担とする。

（事故処理）

第 6 条 委託業務実施中、作業には十分注意しなければならない。また、事故発生又は発生のおそれがあるとき、乙は直ちに必要な処置を講じたうえ、事故の状況及び処置内容を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。なお、委託業務実施中における作業員等の事故については、

乙が責任を負わなければならない。

(写真の提出)

第7条 作業内容のわかりやすい写真を提出しなければならない。

(部品の支給)

第8条 委託業務実施中、次条明記以外に部品取り替えの必要が生じたとき、乙は直ちにそのことを甲に報告し、甲において必要と認めた場合は部品を支給する。この場合、取り替え修理調整を行うものとする。

(委託業務の内容)

第9条 委託業務の内容

(1) 点検内容は、次の一般社団法人日本クレーン協会発行の点検表による。

ア. 機械鉄鋼関係「天井クレーン年次点検表」(機械鉄鋼関係)

イ. 電気関係 「天井クレーン年次点検表」(電気関係)

(2) 各クレーンは、ウエイトを吊り下げ、荷重試験を行う。なお、荷重試験には甲の所有するウエイト(2.5トン×3、2トン×1、0.5トン×1)を使用できるが、その他に必要な資材は、乙が準備する。

(3) 減速機及び各部の油脂類交換補給

(4) 走行レール、ガーター、操作、ブレーキ、ワイヤーロープ、チェーン、フック、ブロックエコライザシープ、ケーシング、トロリ、電気関係、その他点検清掃調整

(廃棄物の適正処分)

第10条 本業務で発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。

(補則)

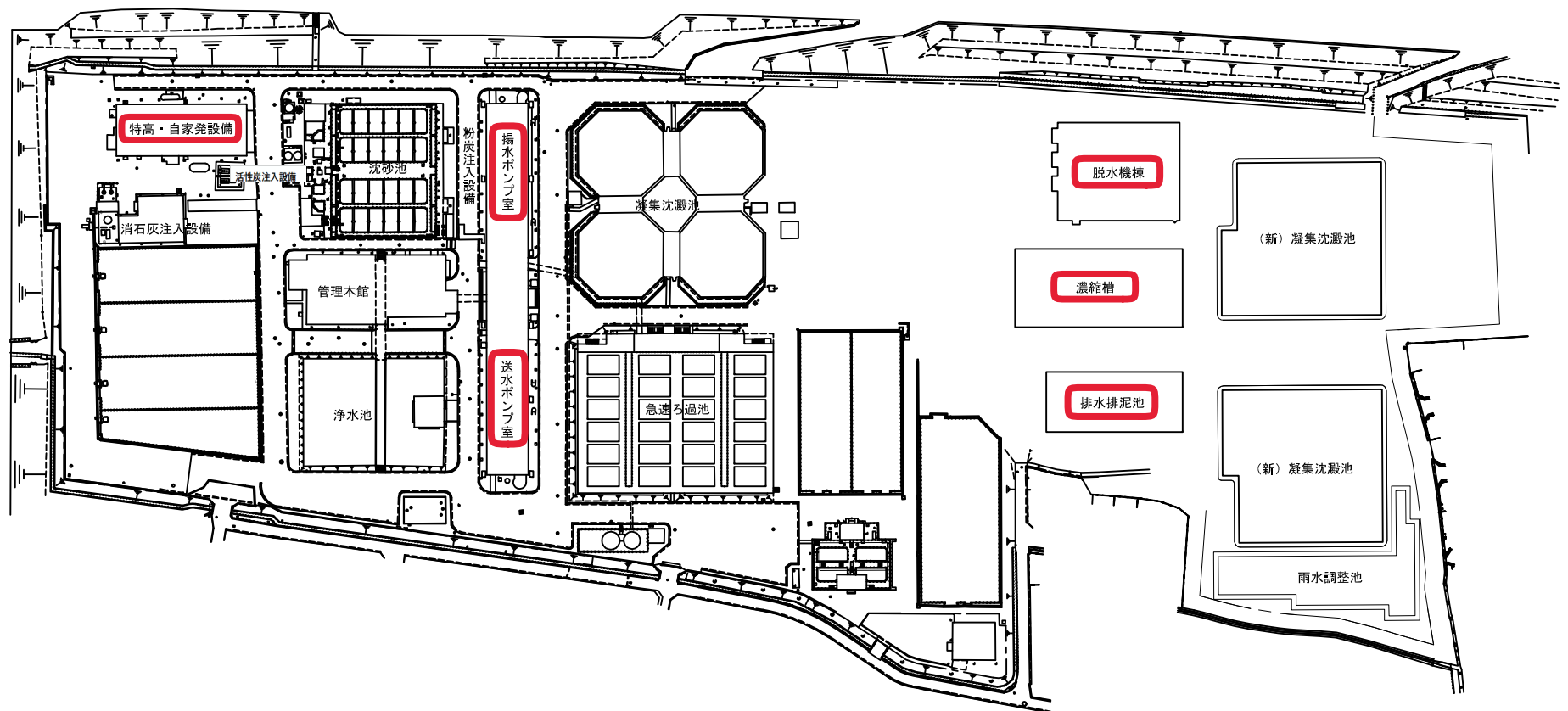
第11条 委託業務は、加納浄水場で行うことを原則とするが、工場へ持ち帰る必要のある場合は、甲の指示日時までに完了すること。この場合、乙は運転業務に支障をきたさないようにしなければならない。

以 上

加納浄水場クレーン及びホイス設備点検業務委託

施工場所 加納浄水場

名 称	規 格 等	数量	単位	単 価	金 額	備 考
機械鉄鋼関係点検費		1	式			
電気関係点検費		1	式			
各機点検清掃		1	式			
各測定及び調整	ウエイト(10t) 運搬車両費含む	1	式			
雑材及び消耗品	洗油、ウエス、油脂等	1	式			
諸経費		1	式			
小計						
消費税及び地方消費税相当額						
合計						



加納浄水場 全体平面図

業 務 委 託 契 約 書 (案)

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、加納浄水場クレーン及びホイス設備点検業務委託について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、加納浄水場クレーン及びホイス設備点検業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約の期間は、契約日の翌日から令和9年2月28日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は、円（うち消費税及び地方消費税円を含む。）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）第5条第3号の規定により不納付とする。

（責任者の選任）

第6条 乙は、契約後直ちに委託業務内容に対応できる責任者（有資格者を含む。）を選任し、経歴書を添えて甲に届けなければならない。

2 乙は、委託業務を行う場合前項で選任した責任者を立ち合わせなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第10条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止す

ることができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

- 2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第11条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行できないときは、その履行不能分に相当する委託金額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第13条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延賠償金は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第14条 乙は、委託業務を履行したときは、その都度遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第15条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で算出した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第16条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除通知)

第17条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第10条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実

質的に関与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第19条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったと

された期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（５）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２ 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

３ 甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第２０条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）第１０条第１項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が３分の２以上減少したとき。

（２）第１０条第１項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の１０分の５を超えたとき。

２ 第１０条第２項及び第１６条第４項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（契約不適合責任）

第２１条 甲は、納入した成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその修補、代替物の引渡し若しくは不足物の引渡し、又は報酬の減額請求をし、これらとともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

２ 前項に規定による修補、報酬の減額及び損害賠償の請求は、契約不適合を知った時から５年又は第１４条第１項又は第２項（第１６条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による業務履行の確認をうけた日から１０年のいずれかが到来するまで行わなければならない。

３ 前項にかかわらず、甲は、契約不適合があることを知った時から１年以内に乙に通知しなければ、第１項の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があること

を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 4 第1項の規定は、成果品の契約不適合が甲の指図等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙が甲の指図等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第22条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は損害金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第23条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地

氏名 和歌山市

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

乙 住所

氏名

質問・回答について

1 委 託 名 称 加納浄水場クレーン及びホイスト設備点検業務委託

2 委 託 番 号 51

3 担 当 課 上・工業用水道管理課（加納浄水場）

4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年8月26日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。